

市と行政区の協働のまちづくり検討報告書

令和2年11月

南相馬市区長連絡協議会

《 はじめに 》

南相馬市は平成18年1月1日に1市2町の合併により誕生し、それぞれの地域の特徴を生かしたまちづくりを進めるため、自治区制度を導入し、地域の魅力あるまちづくりが進められてきました。

このような中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、沿岸部を中心に甚大な被害が発生し、本市では636人（直接死）という多くの尊い命が失われ、更に、東日本大震災に起因する東京電力㈱福島第一原子力発電所事故による高濃度の放射性物質が拡散し、国から警戒区域及び避難指示区域の指定を受け、約23千人の市民が避難生活を余儀なくされました。

市では、国、県をはじめ全国自治体からの支援を受け、被災した施設等社会インフラの復旧整備を進め、市内全域の放射性物質の除染を行う等、市民の帰還促進と震災からの復興を推進し、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が平成28年7月12日に解除されましたが、現在もまだ避難の長期化等を背景に住民帰還が進んでいない状況にあります。一方で、東日本大震災による津波等により被災した市民や、原子力発電所事故により市外から避難した方が本市の新たな地域で生活再建を進める中、行政区加入をしない住民が増える等、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

行政区では、行政区内で生活を営む人が共に支え、助け合う互助・共助の精神の下で、地域内の環境、防災・防犯をはじめ、地域コミュニティの醸成等、安全で安心な生活が送れるための取組が行われています。

今後、多様な住民ニーズに対応し、震災の復興から発展に向けて、家族や友人とともに暮らし続けるためには、市と行政区がそれぞれの役割や機能を相互共有し、より具体的な取り組みを講じていくことが求められており、当協議会は、「市と行政区との協働のまちづくり」について協議を行い、本報告書の取り纏めをしました。

本報告書が「南相馬市に住んで良かった、住みたくなる魅力あるまちづくり」に役立つことを願うものです。

令和2年11月

南相馬市区長連絡協議会
会長 林 勝 典

[も く じ]

第1章 市と行政区の協働のまちづくりの検討にあたって

1	行政区の現状と課題	3
2	市の地域コミュニティの施策	6
3	行政区の活動状況	7

第2章 市と行政区の協働のまちづくり

1	市と行政区の協働のまちづくりの視点	9
2	行政区における自治の理想像	9
3	市と行政区の役割	11

第3章 市と行政区の協働のまちづくりの進め方

1	成果目標	13
2	共通する行政区での取組	13
	(1) 市民全員の行政区加入の取組	
	(2) ごみ集積所等住環境の維持・向上の取組	
	(3) 安全・安心なまちづくりの取組	
《資料》		20
❖	検討経過	21
❖	アンケート調査結果	22
❖	地区別懇談会	51
❖	協議会名簿・会則	53

第1章 市と行政区の協働のまちづくりの検討にあたって

1 行政区の現状と課題

本市の自治組織である行政区は、市内で180が組織され、その中で隣組が編成されている。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の避難の長期化により、住民の帰還が進まない等地域コミュニティである行政区の活動が震災前のように出来ていない地域がある。また、避難の長期化による高齢世帯の比率の増加や、市外から避難した被災者が本市で生活再建を進める一方で、行政区への加入をしないケースがある等行政区加入率が低下し、地域コミュニティが希薄化している。

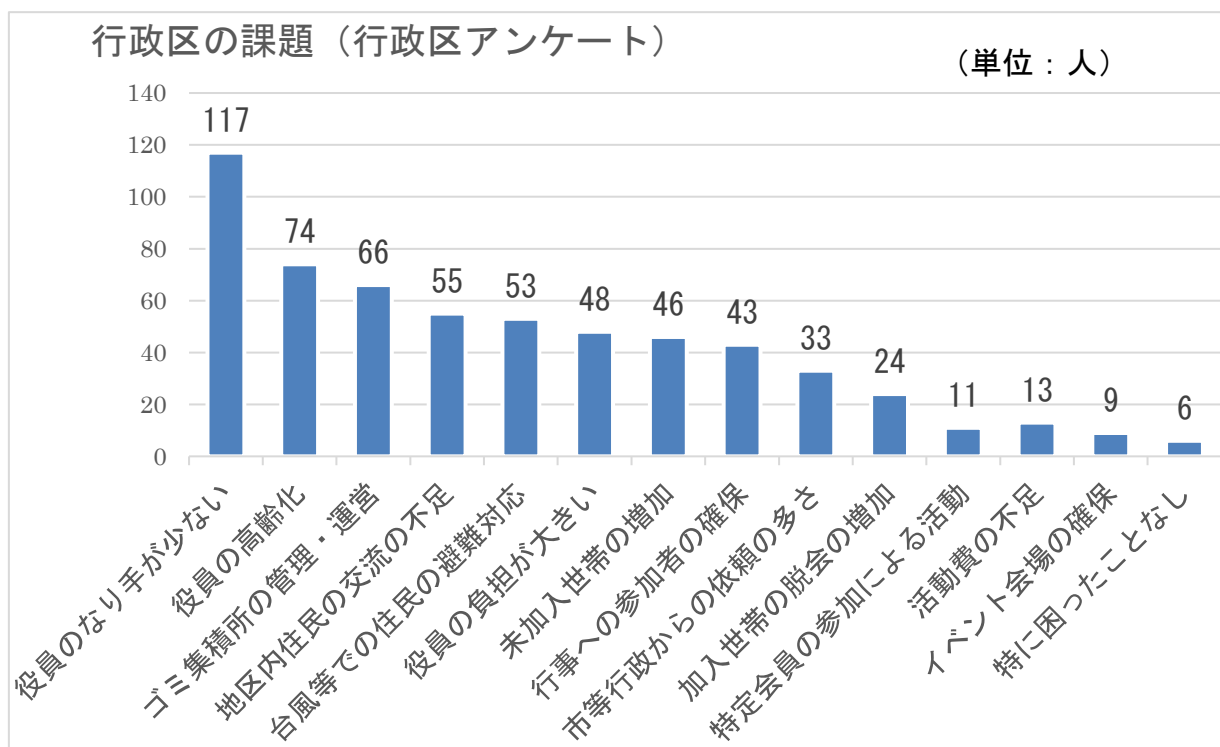
このような中、各行政区では地域住民のコミュニティの醸成を含め様々な取り組みや活動を行っているが、役員のなり手不足や、役員の高齢化の組織上の課題、ごみ集積所の管理運営や台風等での住民の避難への対応が課題として捉えられている。

【表1 行政区加入率】

単位：％

平成23年	平成29年	平成30年	令和元年
85.9	83.9	83.2	81.4

【図1 行政区の課題】



令和2年度に行政区長を対象にしたアンケートからは、行政区の現状と課題について、主なものとして次のとおり整理することができる。

(1) 行政区の現状

ア 行政区費（字費）の状況

区費を設定している行政区は全体で90%となっており、多くの行政区で住民に対して行政区活動に対する一定の負担を求めている。

一方で、区費を設定していても実際は区費を徴収していない、または区費の設定をしていないと答えた行政区が合わせて21%となっている。行政区としての課題の中で活動費の不足と回答した行政区が8%ほどしかなく、アンケート上からは行政区における必要な財源は概ね確保されているといえるものの、地区別懇談会では、財源不足に悩んでいるとの意見も寄せられている。

イ 有効な行政区加入の取組みに対する認識

行政区への加入を促進するため、有効な手段として「ごみ集積所の利用を条件とする」が第1位で33%、「市が行政区の加入の取組みをする」が第2位で20%、次に「行政区の活動内容を説明する」が第3位で17%である。また、市が行う行政区加入の取組みとしては、「転入、転出者への行政区加入促進チラシ作成」が第1位で57%、「開発業者・不動産団体への行政区加入促進協力」が第2位で28%である。

ウ 行政区未加入者に対するごみ集積所利用制限の状況

実際、行政区未加入者に対して、ごみ集積所の利用制限を課している行政区が22%あり、3区とも街部^{※1}と村部^{※2}を対比すると、村部が利用制限を課している割合が9ポイント高い。

エ 自主防災組織活動の状況

自主防災組織の組織化について、組織化を終えている行政区がアンケート上は56%の結果となっているが、実際の組織化率は95%であり、自主防災組織の行政区内の認知度や活動が停滞していることが推察される。

街部^{※1}：各区の繁華街を含む地域。小高区の中部地区12行政区、鹿島区の鹿島地区8行政区、原町区の原町地区51行政区を合わせた総称

村部^{※2}：街部を除く市内109行政区

また、防災の取り組みをしていない行政区が31%ある一方で、実際に実施している防災の取り組みとして、「高齢者・障がい者等避難時に支援を要する人の把握」が27%、「災害時の非常事態連絡網の作成」が10%となっている。

オ 行政区が望む市の防災対策の状況

行政区が望む市の防災対策として、「災害情報（被災状況含む）の提供」が第1位で75%、「ハザードマップ等を用いた危険個所の情報提供」が第2位で55%となっている。いずれも情報の提供を必要としているが、平時と災害時それぞれの情報を必要としていることが伺える。

カ 地域の防災対策として大事だと思われる取り組みに対する認識

平時における地域の防災対策で大事だと思われる取り組みとして、「地域内のコミュニケーション」が第1位で62%、「災害時連絡網の作成」が第2位で42%となっている。

（２）行政区の課題

ア 行政区運営上の課題

行政区の課題として捉えているものとして、アンケートの第1位が「役員のなり手が少ない」で73%となっている。内訳を見ると、3区とも村部が66%に対して、街部が82%と高い数値となっており、これが、行政区長の在位期間の長期化の要因となっている。

第2位が「役員の高齢化」で46%、第3位が「ごみ集積所の管理・運営」で41%となっている。「ごみ集積所の管理・運営」では、内訳を見ると、3区とも村部が32%に対して、街部が54%と高くなっており、街部におけるごみ集積所の管理、運営を課題として捉えている行政区は多い。

イ 行政区加入に対する課題

行政区の加入率が増加傾向にある行政区が18%に対し、減少傾向にある行政区が34%と3分の1の行政区で加入率が減少する傾向となっている。

行政区未加入の理由としては、「加入しなくても困らない」が第1位で57%、「付き合いのわずらわしさ」が第2位で43%、「行政区活動に関心がない」が第3位で41%となっている。

「アパート住まいで短期居住である」は3区とも村部が10%に対し、

街部では53%と高く、アパート入居者の行政区への加入が進んでいないことが伺える。アパート入居者に対して行政区加入促進が必要な状況である。

ウ 高齢者の行政区退会防止に対する課題

高齢者等の行政区退会防止策を定めている行政区は市全体で11%ほどしかなく、脱会防止策を設けていない行政区は84%となっている。退会に歯止めをかけるためにも、何らかの対策が必要な状況である。

エ ごみ集積所の利用上の課題

3区とも街部と村部では、ごみ集積所の利用の課題が異なっており、街部では、「ごみ集積所のスペースが狭隘である」、「カラス等動物がごみを散らかすことが多い」、「ごみ集積所の増設の際、近隣住民の反対で場所が決まらない」に対して、村部では「他の地域の者がごみ集積所にごみを置く」、「ごみ出しの日や出し方のマナーを守らない者がいる」としている。いずれの状況も、集積所の管理に課題があることが伺える。

オ 災害発生時の課題

災害発生時の際の課題として、「行政区がどこまで対応しなければならないのかわからない」が36%で、行政区の70%が回答している。

また、「避難所に避難した者と在宅避難した者の確認方法がなく、住民の安否の確認ができない」が28%で、行政区の54%が回答している。

このことにより、実際に災害が発生した場合、行政区がどのように行動したらよいのか悩んでいることが伺える。

2 市の地域コミュニティの施策

南相馬市自治基本条例では、「コミュニティ※³は、主体的にまちづくりへの参加に努めます。」、「市民及び執行機関※⁴は、コミュニティがまちづくりを推進していく上で重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、育てるよう努めます。」と定められている。

コミュニティ※³：地域を基盤とした、又は共通の関心によって繋がったまちづくりを担う主体となる多様な組織及び集団（例：行政区・まちづくり委員会・市民活動団体）

執行機関※⁴：市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会

この規定と理念に基づき、令和２年度現在、市の事業として次のコミュニティ施策が展開されている。

ア まちづくり委員会支援事業

住民自治の確立と魅力あるまちづくりを実現するため、自発的で主体的な活動に対し、１組織あたり１００万円を上限に交付金が交付される。

イ 地域の絆づくり支援事業

住民自らの地域コミュニティの維持及び活性化のために実施する事業に補助金が交付される。

ウ 集会施設整備事業

住民相互の連絡や地域共同活動の活性化を促進するため、集会施設を整備・改修等をする団体（行政区等）に補助金が交付される。

エ ごみ集積所整備事業

ごみ集積所及びごみ集積所周辺の美化を促進し、生活環境の保全と市民の環境美化に対する意識の高揚を図るため、ごみ集積所を整備した団体（行政区等）に対し報奨金が交付される。

オ 自主防災組織補助金

自主防災組織が、資機材の整備や、自主的な訓練等を行う場合に補助金が交付される。

また、市では、復興総合基本計画で、地域コミュニティの活性化を図るため行政区加入、住環境の保全として、ごみ集積所とその周辺の美化活動の促進等、住民福祉の向上に努めることとしている。

3 行政区の活動状況

行政区の活動について、アンケート結果（表２）を考察すると、地域内の住民への情報提供が７０％となっており、ほぼ大半の行政区が実施している。防火、防災について、行政区の役割と認識している行政区が７１％（アンケート：行政区の役割 表３）に対し、実際に活

動しているのが26%ほどしかない。しかし、今後活動に力を入れた
いとした行政区が120%を越えており、災害発生時における行政区
の活動である認識が強いことが見える。

行政区活動を実施するにあたって、重要となる行政区加入の活動は
35%で、今後行政区加入の活動に力を入れたいとする行政区は約5
0%となっている。

【表2 行政区で実施中の活動】

行政区で実施中の活動（行政区アンケート）

単位：件・%

	実施中 (A)	実施率 (A)/160	今後力を入れ たい (B)	(B)／(A)
回覧板等による情報提供・共有化活動	116	72.50	12	10.34
防火・防災活動	41	25.63	51	124.39
防犯活動	82	51.25	31	37.80
交通安全活動	33	20.63	25	75.76
地域福祉活動	59	36.88	40	67.80
行政区等加入活動	56	35.00	27	48.21
環境保全活動	95	59.38	16	16.84
美化活動	97	60.63	16	16.49
資源リサイクル活動	52	32.50	17	32.69
レクリエーション・イベント活動	69	43.13	23	33.33
仲間づくりを目的とした活動	53	33.13	24	45.28
伝統文化保存・継承活動	41	25.63	18	43.90
地域団体と連携した活動	62	38.75	24	38.71
福利厚生活動	65	40.63	7	10.77

第2章 市と行政区の協働のまちづくり

1 市と行政区の協働のまちづくりの視点

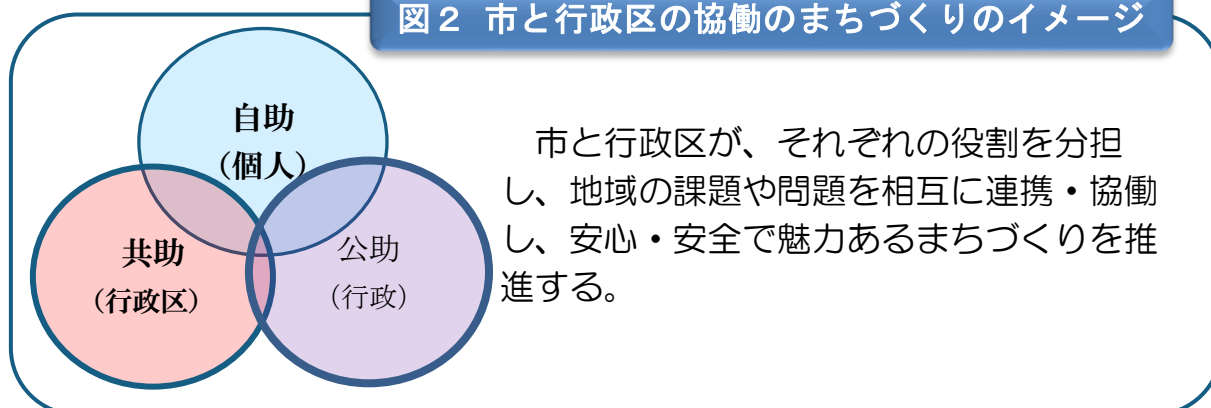
市では、平成30年度に南相馬市復興総合計画後期基本計画を策定し、「100年のまちづくり 家族や友人とともに暮らし続けるために」を政策目標として掲げている。

一方で、社会経済情勢が大きく変化する中、複雑・多様化した地域の課題や市民ニーズに対し、市の公助だけでは対応が困難になってきており、地域のコミュニティである自治会組織の行政区が持つ、共助の機能を発揮することで、市が掲げる政策目標を実現することが可能となる。

(1) 市と行政区の協働のまちづくり

市と行政区の協働のまちづくりとは、市と行政区（行政区に加入する市民、企業等）が、相互の特性を活かしてお互いを尊重しながら対等なパートナーであることを基本に、地域における課題や問題を相互に、自主的に解決するため協力してまちづくりを取り組んでいくことと定め、市と行政区の協働のまちづくりを進めるにあたって、自助、共助、公助の考え方を基にそれぞれが、役割をもって相互に連携して取組を進める。

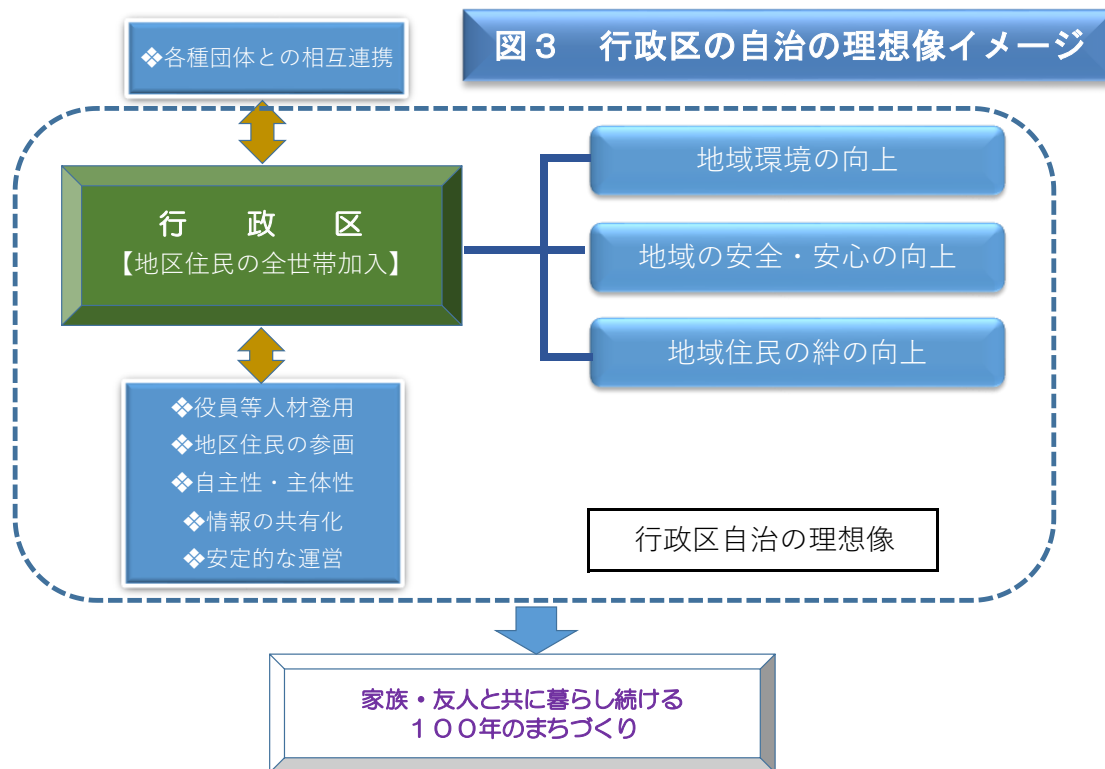
図2 市と行政区の協働のまちづくりのイメージ



2 行政区における自治の理想像

行政区内では多様な住民が生活しており、住民が互助・共助の精神の下で、地域の特性等を踏まえ、住みよい環境の創造に向けた自治組織の運営と活動が求められ、行政区における自治の理想像として、次が上げられる。

- ❖ **行政区の加入**
 - ・地域内の住民（世帯）の殆どが行政区に加入し、助け合いと支え合いの精神により、行政区加入のメリットが享受でき、加入者（世帯）の受益と負担において公平感が確保されている。
- ❖ **役員等の人材登用**
 - ・行政区内の活動を通じて地区内の担い手が育ち、役員交代等人材登用の円滑化が図られている。
- ❖ **地区住民の参画**
 - ・地域の特性を生かすイベント等が企画され、地区の住民がその企画に参加しやすく、参加したと思える活動が実施されている。
- ❖ **各種団体との相互連携**
 - ・地区内等の各種団体と連携・補完体制が出来ていている。
- ❖ **自主性・主体性**
 - ・地域の課題の解決に向けて、自ら企画・運営をしている。
- ❖ **情報の共有化**
 - ・行政区内の住民に必要な情報が地域内で共有化されている。
- ❖ **安定的な運営**
 - ・行政区の活動が持続でき、組織運営に必要な財源が安定的に確保されている。



3 市と行政区の役割

(1) 協働のまちづくりへの市（行政）の役割

行政区は地域の課題や問題を解決するため、互助及び共助の精神を以って、それぞれが様々な取り組みや活動を行っている。ただし、行政区が持つ地域資源には限界があるため、市が持つ行政資源（情報・職員・資金等）が効率的に投入される仕組づくりが必要であり、次のとおり相互に連携する地域づくりが求められている。

ア 行政区設立への支援

震災以降、生活再建のため市内各地で住宅の建設が進み、分割再編が必要な行政区が出ている。行政区再編に伴う新たな組織設立にあたって、必要な情報の提供等、市の支援が必要である。

イ 地域課題への支援

行政区が抱える個々の課題に対応した取組を進めるにあたって、先行して取組を行っている行政区の情報の提供や、他部署にわたる市の支援が必要である。

ウ 行政区加入への支援

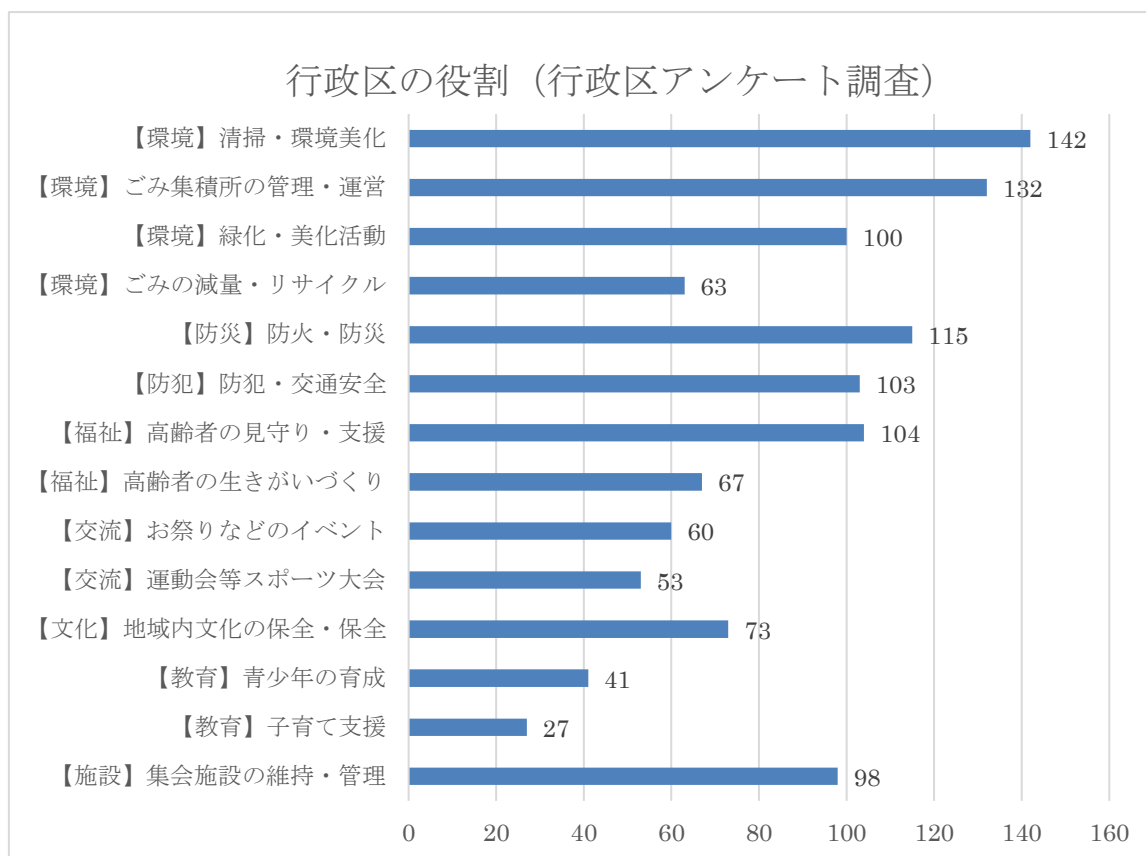
行政区では、新たに地域内に生活を始めた方に行政区への加入を進めているが、アパートの入居者、原子力発電所事故による市外からの避難が行政区への加入を拒否する傾向が多く、市の連携した支援が必要である。

(2) 行政区の役割

行政区は地域住民の安全・安心な地域づくりを進めるにあたって、それぞれの地域の実情に応じた取り組みが進められている。アンケートで行政区の役割(図5)をみると、大半が環境部門、防災部門を地域の役割として捉えている。

また、集会施設を設置している行政区では、集会施設の維持・管理も行政区の役割との認識が強い。

【表3 行政区の役割】



第3章 市と行政区の協働のまちづくりの進め方

1 成果目標

市と行政区の協働のまちづくりを進めるにあたって、南相馬市復興総合計画第6次実施計画に掲げられている次の成果目標を市と共有し、共に目指す。

(1) 行政区（隣組）への加入率の向上

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
83.2%	86.0%

(2) 行政区活動の活性化

ア 1人1日当たりのごみの排出量

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
1,165g	963g

イ ごみのリサイクル率

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
12.7%	20.6%

ウ 防災訓練等を実施している自主防災組織

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
44行政区	100行政区

2 共通する行政区での取組

行政区においては、個々で取り組みや活動が行われており、市と行政区の協働のまちづくりを進めるにあたって、今後、各行政区で共通して取り組む事項として「市民全員の行政区加入の取組（コミュニテ

ィ部門)」、「ごみ集積所等住環境の維持・向上の取組(生活環境部門)」、「安全・安心なまちづくりの取組(防災部門)」の3部門について、個別に検討を行った。

(1) 市民全員の行政区加入の取組(コミュニティ部門)

ア 個別課題

アンケート及び地区別懇談会の結果から、コミュニティ部門では、次のとおり行政区の個別課題を整理した。

- 行政区加入者が減少している
- 行政区活動が困難になっている

多くの行政区では、新しい居住者の把握ができないため、新規加入者の確保ができなかったり、これまでの加入者が高齢化となり、隣組長の役職を全うできない、または区費が高い等の理由で行政区を脱退したりするなど、加入者が減少傾向となっている。

また、アパート入居者からは特に加入を拒否される傾向にあるほか、福島第一原子力発電所から20km圏内の避難者は、住民票を異動していないという理由で行政区に加入してもらえない傾向がある。

地域内に行政区加入者と未加入者が混在することは、地域内で顔が見える関係を築きにくい状態となり、イベントなどのコミュニティ活動や、災害時の声掛けなどの行政区活動が難しくなる面が発生する。

小高区特有の課題としては、小高区以外に居住している方々の居住先が分からないことから、総会などの案内をするのに苦慮していることが挙げられている。

イ 行政区の目標

- ・行政区(隣組)への加入率の向上(再掲)

平成30年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)
83.2%	86.0%

ウ 行政区の取組

これらの個別課題を解決するために、今後次の事項について、全行政区で取り組むことを目標とする。

○行政区の活動を維持するための会員のあり方の検討

高齢者や障がい者など、理由があって地域活動ができない住民に対しては、区費（字費）の減免やごみ集積所の管理なども含めた労役負担を求めないなど、行政区を脱退させないルールづくりを検討する。小高区で住民票を異動せずに避難している住民の場合も、東日本大震災前の行政区とのつながりを希望する避難者には、行政区会員として位置づけを行い、その責務や役割を明確にする。

○地域の支え合い・助け合いの精神を伝えるチラシの作成

市と南相馬市区長連絡協議会連名で地域の支え合い・助け合いの精神を伝える統一チラシを作成し、加入促進活動で活用できるようにする。

エ 市に求める取組

これらの個別課題を解決するためには、市の協力がなくては達成が困難であるため、次の市の取組が必要である。

○行政区内居住者（世帯主）の情報提供

○アパート関係者等への行政区加入の働き掛け

○双葉郡等からの避難者（移住者）に対する行政区加入の働き掛け

○地域コミュニティの形成を醸成するための地域の絆づくり事業の継続実施

○小高区地域振興課が小高区の行政区に対して実施している、地域では把握できない避難世帯に対する「行政区からのお知らせ」等の発送支援の継続実施

（２）ごみ集積所等住環境の維持・向上の取組（生活環境部門）

ア 個別課題

アンケート及び地区別懇談会の結果から、生活環境部門では、次のとおり行政区の個別課題を整理した。

- 行政区未加入者もごみ集積所を利用するため、場所によっては、利用者の把握ができず、管理上不公平感が生じている
- ごみ袋のごみ番号の記入は一部の住民しか行っていない
- 野積みの集積所はカラス等に荒らされやすい
- 原町区では、ごみ回収時間の遅い集積所があり、そのことによる弊害が発生している

ほとんどのごみ集積所では、ごみ集積所の指定とごみ番号の付番を市が実施していることから、転入者等が行政区長に連絡する必要性や行政区に加入する必要性を感じておらず、未加入のままごみ集積所を利用することが多い。そのため、地域では転入者等の把握ができないほか、未加入となった場合は、ごみ集積所の清掃当番に当てられないなど、加入者からの不公平感が強い。

また、ごみ袋に記入しなければならないごみ番号は、一部地域または一部住民しか記載していないため、実質的に形骸化している状況にある。

野積みの集積所は、カラスに荒らされやすいため、市内全域で野積みのごみ集積所を継続して減らし、今後も屋根付きなどの集積所を整備していく必要がある。

原町区では、中心市街地に野積みの集積所が多く、集積所にごみのある時間が長いと、カラス等に荒らされやすいほか、回収が遅れる前提でのごみ出しにより、回収後にごみが出されることが増えている。

イ 行政区の目標

- ・ 1人1日当たりのごみの排出量（再掲）

平成30年度 （実績値）	令和4年度 （目標値）
1, 165 g	963 g

- ・ ごみのリサイクル率（再掲）

平成30年度 （実績値）	令和4年度 （目標値）
12.7%	20.6%

ウ 行政区の取組

これらの個別課題を解決するために、今後次の事項について、全行政区で取り組むことを目標とする

○転入者等の行政区加入を促し、ごみ集積所を適正に管理

転入者等に対し、地域からごみ集積所の指定等を行うことを検討する。転入者等が必ず行政区長に連絡を取ることで、行政区加入とごみ集積所の適正な共同利用につなげる。

○地域の実情に応じたごみ出しルールづくり

集積所使用者一人ひとりが集積所の管理人という自覚を持ち、各地域での集積所管理に関するルールづくり（清掃の輪番制、管理料徴収、集積所カギの管理、高齢者のみ世帯や障がい者等の管理免除等々、地域ごとの管理体制）を行う。

○ごみ出しにおける分別、ごみ減量についての更なる徹底

ごみの適正分別、生ごみの水切り、買い物時のマイバック持参の徹底を行い、各世帯から排出するごみの量を減らす。

エ 市に求める取組

これらの個別課題を解決するためには、市の協力がなくては達成が困難であるため、次の市の取組が必要である。

○ごみ集積所整備事業報奨金制度の特例期間の延長

○ごみ減量のための生ごみ処理容器設置報奨金制度の再開

○ごみ分別地域説明会を複数回実施（各区方部ごと）

○野積み集積所のごみ回収を早々に完了できる回収ルートを検討

○市が付与するごみ番号の廃止を検討（市は行政区が行うごみ番号の付与を推奨）

○ごみ出しマナー等のモラル向上の周知徹底

（３）安全・安心なまちづくりの取組（防災部門）

ア 個別課題

アンケート及び地区別懇談会の結果から、防災部門では、次のとおり行政区の個別課題を整理した。

- 避難行動要支援者名簿の取扱いをどのようにしたらよいかわからない
- 震災時に行政区が何をしたらよいのかわからない
- 指定避難所は、地域から遠いため行くことを躊躇してしまう
- 災害時の情報が媒体によっては伝わらない

現在、各行政区長に配布されている地域の避難行動要支援者名簿は、個人情報のため「取扱注意」となっていることから、行政区では、副区長や役員にも情報共有できず、実質的に地域で活用していない状況となっている。

さらに、多くの行政区では、防災への関心が高いものの、防災訓練等を実施している行政区がほとんどなく、70%以上の行政区が災害時にどこまで対応してよいのかわからないと回答している。

また、指定避難所が地域から離れている場合は、大雨の際に橋や低地など危険と思われる場所を通過しないと行くことができないなど、指定避難所に対する課題も挙げられた。

緊急時の情報提供についても、場所によって防災行政無線や防災ラジオの放送が聞こえないなどの状況がある。

イ 行政区の目標

- ・防災訓練等を実施している自主防災組織（再掲）

平成30年度 （実績値）	令和4年度 （目標値）
44行政区	100行政区

ウ 行政区の取組

これらの個別課題を解決するために、今後次の事項について、全行政区で取り組むことを目標とする。

- 避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の声掛け等の取組
- 行政区内における避難行動要支援者に関わる各関係者の災害時の役割分担の明確化
- 自主防災組織と連携した避難訓練等の実施

エ 市に求める取組

これらの個別課題を解決するためには、市の協力がなくては達成が困難であるため、次の市の取組が必要である。

- 避難行動要支援者名簿を地域内で共有できる仕組みづくり
- 避難行動要支援者の早期の個別計画策定に向けた仕組みづくり
- 公会堂等地域の施設を地域の避難所とするための仕組みづくり
- 防災メールの登録と防災ラジオの貸し出し促進
- 自主防災組織の訓練等へのサポート
- 自主防災組織補助金の活用促進及びさらなる充実

資 料

- ❖ 検討経過 ……21
- ❖ アンケート調査結果…22
- ❖ 地区別懇談会…51
- ❖ 協議会名簿・会則…53

「市と行政区協働のまちづくり」検討経過

月日	検討会議等	内容
令和2年 1月30日	南相馬市区長連絡協議会	・市と行政区との協働のまちづくりを南相馬市区長連絡協議会で検討することについての協議
2月28日	南相馬市区長連絡協議会	・検討骨子の作成
5月19日	南相馬市区長連絡協議会	・令和元年度からの引継ぎ事項の確認
6月24日	南相馬市区長連絡協議会	・行政区長アンケート調査の概要、地区別懇談会開催の確認
7月 1日～ 17日	行政区長アンケートの実施	
7月23日～ 8月 7日	地区別懇談会(市内12地区)の開催	・行政区の現状と課題の洗い出し
9月 1日	南相馬市区長連絡協議会	・アンケート調査及び地区懇談会の意見集約 ・行政区の課題の抽出・対応策の方向性の確認
10月16日	南相馬市区長連絡協議会	・部門別取組内容の整理
11月19日	南相馬市区長連絡協議会	・報告書とりまとめ
12月18日～ 12月24日	地区別懇談会(3区)の開催	・各区の区長会に報告

行政区に関するアンケート調査結果

《目 的》

今後、「100年のまちづくり 家族や友人とともに暮らし続ける」ため、行政区の相互連携を進めるとともに、行政区と市の協働のまちづくりの在り方を検討するにあたり、行政区の運営や課題等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

《調査対象》

市内全ての行政区

※回答は、行政区長または役員が記入。

《回答期間》

令和2年7月1日（水）から令和2年7月17日（金）まで

《回答方法》

返信用封筒による返信又は直接持参

直接持参をする場合と提出先

小高区 小高区地域振興課（小高区役所1階 TEL44-2112）

鹿島区 鹿島区地域振興課（鹿島区役所2階 TEL46-2110）

原町区 原町区地域振興課（市役所西庁舎1階 TEL24-5411）

《回答結果》

対象行政区 179行政区

回答行政区 160行政区（回答率：89.3%）

行政区に関するアンケート調査結果の見方

設問ごとに集計しており、() 内の数字が回答数となります。

設問1 区長選出はどのようになっていますか。

- ① 選挙制 (18) ② 輪番制 (12) ③ 推薦制 (115)
④ 指名制 (12)

設問2 区長の任期は何年ですか。

- ① 1年 (9) ② 2年 (132) ③ 3年以上 (1)
④ 任期の規定がない (18)

設問3 現在の区長は選出されてからどのくらいの在位期間となっていますか。

- ① 2年未満 (90) ② 2年以上4年未満 (29)
③ 4年以上6年未満 (15) ④ 6年以上8年未満 (10)
⑤ 8年以上10年未満 (2) ⑥ 10年以上 (8)

設問4 一世帯あたりの区費はどのようになっていますか。

- ① 設定し、徴収している (88)
② 設定しているが、徴収していない (12)

〈区費年額集計〉

	5,000 円 未満	5,000 円 以上 10,000 円 未満	10,000 円 以上 15,000 円 未満	15,000 円 以上 20,000 円 未満	20,000 円 以上	計
小高区	0	10	10	1	2	23
鹿島区	7	4	17	6	4	38
原町区	47	21	18	2	0	88
計	54	35	45	9	6	149

※区費を設定していることは把握できたが、徴収しているのが不明な回答有。

- ③ 設定していない (11)

【その他意見】

・東日本大震災当時の行政区名義の預貯金等の取崩し流用して、川原田行政区年度総会で出席者全員の了承を得た。しかし、震災後、10年経過する今、再構築しなければならぬ岐路に立っていると思います。有るが因果の親の財産…。

- ・東日本震災後値下げし、現在に至る。
- ・事業所・アパート 1800 円/所・戸)
- ・令和 2 年度は徴収しない。今年度限り。
- ・加入未世帯 2,500 円/年
- ・生活保護世帯は免除する。
- ・各組募金は別途任意で。
- ・避難生活が長引き、本年度(令和 2 年度)より徴収となる。
- ・アパート(市住)は 6,000 円、70 才以上 1 人暮らしの場合は 3,500 円

設問5 役員（区長）報酬がありますか。

- ① あり（110） ② なし（45）

〈役員（区長）報酬年額集計〉

	10,000 円 未満	10,000 円 以上 50,000 円 未満	50,000 円 以上 100,000 円 未満	100,000 円 以上 200,000 円 未満	200,000 円 以上	計
小高区	1	9	6	2	0	18
鹿島区	1	10	20	5	1	37
原町区	4	17	29	4	1	55
計	6	36	55	11	2	110

設問6 行政区の活動の主な拠点はどこですか。

- ① 行政区が所有する集会施設（111）
 ② 生涯学習センター等公の施設（23）
 ③ 役員の自宅（15）

【その他意見】

- ・小高ふれあい広場
- ・神社仏閣
- ・銘醸館・文化会館
- ・民間社会の集会施設借用
- ・大町交流センター
- ・他行政区所有の集会所
- ・県の集会施設
- ・錦公園・駅前駐車場・駅東大通り
- ・県営住宅内集会所

設問7 行政区が担うべき役割は何だと思われますか。次の中からすべてお選びください。

- ① お祭り等のイベント (60)
- ② 運動会等スポーツ大会 (53)
- ③ 防火・防災 (115)
- ④ 防犯・交通安全 (103)
- ⑤ 清掃・環境美化 (142)
- ⑥ ごみ集積所の管理・運営 (132)
- ⑦ 高齢者の見守り・支援 (104)
- ⑧ 高齢者の生きがいづくり (67)
- ⑨ 緑化・美化活動 (100)
- ⑩ ごみの減量・リサイクル (63)
- ⑪ 地域内文化の保存・保全 (73)
- ⑫ 子育て支援 (27)
- ⑬ 青少年の育成 (41)
- ⑭ 集会施設の維持・管理 (98)

【その他意見】

- ・市の行政に協力する。区民互相の理解と協力のもと区民の生活文化の向上を図る。
- ・区民の声を区役所へ届ける。区長の仕事？
- ・歴史的な時間が蓄積され、人々が集落を形成し、暮らしてきた。理不尽とも思える『東日本大震災の発生に伴う大津波に「F1 事故」の発生に伴う人々の難散、津波に吞まれて奪い人命、田畑、家屋は疎か、地域社会や人々の暮らしを一瞬にして変えてしまった。そして、あれから十年』の時間の中を生きています。例えば、行政区の自治会機能が不十分であっても暮らしています。それが、ふるさとですから…。
- ・全ての世帯が賃貸住宅のため各戸の出資、出金をおさえているので、集会・イベントは見送りになっている。
- ・歩道、道路、河川、用水路、排水路の異常有無の点検と是正措置。
- ・空家の点検
- ・地区内コミュニケーションの醸成。
- ・地域内住民の要望に応じて、地域・住民のためになるものであれば、担うべきものを考えられる。
- ・教育支援。
- ・鳥獣防御対策。
- ・○印をつけましたが、上記の問い合せ①～⑭は、行政区が担う約割と考えます。

設問8 行政区での実施中の活動、今後力を入れたい取組、縮小したい取組はどれですか。実施中の活動はすべて、今後の活動は「力を入れたい」「縮小したい」「廃止したい」からそれぞれ3つまで選んでください。

	活動内容	実施中 (すべて)	今後の活動	
			力を入れたい	縮小したい
①	回覧板等による情報提供・共有化活動 (広報紙配布以外の情報・掲示板の管理)	(126)	(33)	(7)
②	防火・防災活動 (消防・避難訓練等)	(45)	(68)	(4)
③	防犯活動 (防犯パトロール、防犯灯の維持管理等)	(88)	(55)	(5)
④	交通安全活動 (街頭啓発活動等)	(42)	(30)	(9)
⑤	地域福祉活動 (民生委員と連携した高齢者等の見守り等)	(68)	(61)	(4)
⑥	行政区等加入活動 (行政区・隣組への勧誘)	(66)	(41)	(5)
⑦	環境保全活動 (道路・河川等の草刈作業等)	(102)	(38)	(7)
⑧	美化活動 (公園・道路等の清掃、花壇の設置管理等)	(107)	(41)	(2)
⑨	資源リサイクル活動 (廃品回収等)	(60)	(28)	(5)
⑩	レクリエーション・イベント活動 (お祭り、運動会、敬老会等)	(80)	(37)	(13)
⑪	仲間づくりを目的とした活動 (趣味の教室、サロン事業等)	(59)	(42)	(2)
⑫	伝統文化の保存・継承活動 (神楽、踊り等)	(48)	(32)	(8)
⑬	地域内団体と連携した活動 (老人会、婦人会、青年団等の活動)	(72)	(39)	(8)
⑭	福利厚生活動 (行政区内での慶弔事業)	(80)	(15)	(13)
⑮	その他 ()	(2)	(1)	(0)

設問9 行政区の課題として何がありますか。次の中から当てはまるものすべてをお選びください。

- ① 役員のなり手が少ない（117） ② 役員の高齢化（74）
- ③ 役員の負担が大きい（48） ④ 未加入世帯の増加（46）
- ⑤ 加入世帯の退会の増加（24）
- ⑥ 特定の会員の参加による活動（11）
- ⑦ ごみ集積所の管理・運営（66）
- ⑧ 台風等での住民の避難対応（53） ⑨ 活動費の不足（13）
- ⑩ イベント開催での会場の確保（9） ⑪ 行事への参加の確保（43）
- ⑫ 地区内住民の交流の不足（55）
- ⑬ 市等行政からの依頼の多さ（33） ⑭ 特に困ったことはない（6）

【その他意見】

- ・アパートに住んでいる人。
- ・隣組や他の行政区との連携・共同も行事。
- ・帰還者の減少。
- ・隣組を脱組。
- ・ごみ集積所の指定場所が道路上になっている(安全上・美化上も好ましくない)。
- ・何であんなに配布物が多いのか(集約とか減らし方向で検討されたい)。
- ・行政区に関係のない依頼(神社関係等)。
- ・不法投棄が多くて困る。
- ・緑地公園の草刈・集団移転地。
- ・コロナ関係の不安。
- ・アパートオーナーの中に行政区の在り方と金銭を理解できない不心得な者がいる。従って区費も負担しない者がいるので、負担しているものとの不平等がある。
- ・特に労働年令世代のなり手を見つけれない。
- ・集まる会場がまったくない。
- ・アパート住民への対応。
- ・高齢化と世帯の減少による行政区の運営の困難。
- ・行政区の分割。
- ・隣組未加入者の増。
- ・高齢化にともない宅地内に樹木が大きくなり、手入れが不可になっている。

設問 1 0 行政区内の住宅の状況の変化は次のうちどれですか。

- ① 空家・空地が増えてきた (79)
- ② 主に戸建ての住宅が増えてきた (9)
- ③ 主にアパートが増えてきた (5)
- ④ 戸建て、アパートが増えてきた (10)
- ⑤ あまり変化がない (49)

設問 1 1 行政区加入率は次のうちどれに近いですか。過去3年程度と比較し、近いものをお選びください（不明な場合は、前区長等を確認してください）。

- ① かなり増加傾向 (8)
- ② 微増加傾向 (20)
- ③ 横ばい (71)
- ④ 微減少傾向 (39)
- ⑤ かなり減少傾向 (13)

設問 1 2 行政区への未加入者がいる場合、理由は何だと思われますか。次の中から当てはまるものすべてをお選びください。

- ① 近所付き合いのわずらわしさ (69)
- ② 加入しなくても困らない (92)
- ③ 行政区活動に関心がない (66)
- ④ 役員等になりたくない (33)
- ⑤ 区費を払いたくない (45)
- ⑥ アパート住まいで短期居住である (44)
- ⑦ 高齢により行政区の活動に参加できない (43)
- ⑧ わからない (10)

【その他意見】

- ・加入してメリットがない。
- ・検討中の様子。
- ・旧世帯全戸加入中だが、震災後 10 年の来年から区費を徴収することになれば加入世帯は半減するかも知れない。
- ・未加入はほとんどいない。
- ・未加入者はいない。
- ・借家の人は入りたいがらない。
- ・震災前、市外に住んでいた方が、当地に建売を購入し生活中。市外の家は流失或いは取り壊し等で在存しないにも関わらず、従前地に住民登録をしているので、当市からの情報は不要と思われる。生活の実態を調査し、住民登録・住民税の課税に努めるべき。

- ・南相馬市に住所がない。
- ・仕事での関係。
- ・施設入居で不在。
- ・未加入者なし。
- ・県営住宅の住民が加入しない。市から県へ申し入れをお願いします。
- ・仮住多い。
- ・未加入者はいない。
- ・未加入者はなし。
- ・元々未加入者は、いない。
- ・2人いるが1人は原町別院の住職で、もう一人は長男だが三男に実家を譲り、別宅に住んでいるので2戸ともやむを得ない現状と思っています。

設問 1 3 高齢者等の行政区からの退会防止に向けた制度を設けていますか。

- ① 設けている (17)
- ② 設けていない (128)
- ③ 今後設けることを検討 (6)

【その他意見】

- ・80才以上過料免除
- ・設けてしまえば、行政区が成り立たなくなる。(会費免除も含め)
- ・家を所有し複数家族→年間 12,000 円 家を所有し単身・借家で複数家族→11,000 円
借家で単身→10,000 円 住所が市外・生保→6,000 円
- ・人足免除。
- ・人足作業の免除。
- ・人足の免除。
- ・70才以上一人暮らしは年会費半額。80才以上は草刈免除。
- ・草刈等の免除。
- ・年会費を減額。
- ・作業の免除
- ・さほど深刻ではない。

設問 1 4 行政区加入の取組として何が有効と思いますか。次の中から2つまでお選びください。

- ① 行政区の活動内容を説明する (4 1)
- ② 行政区加入のメリットを説明する (3 1)
- ③ 行政区加入のチラシを配布する (1 4)
- ④ ごみ集積所の利用を条件とする (7 6)
- ⑤ アパートの所有者に交渉する (2 0)
- ⑥ 市が行政区加入の取組みをする (4 6)

【その他意見】

- ・アパートの人以外 100%加入しています。
- ・現在行政区内に住んでいる人で未加入者はいない。
- ・市の窓口で加入しなくても良いと話があったとか。(区費徴収時に)
- ・転入者または予定・計画者に当該行政区の加入に関する情報を行政がサービスとして行う。アパート業者にも。
- ・区役所等の指導不足。ごみ集積所の番号を勝手に伝え、行政区加入を強制していない。転居者があっても、区長に連絡を入れていない(転居者に対しては、区長が誰とは教えているらしい)
- ・未加入者は過去にもいないようです。
- ・行政区未加入の場合のデメリットを説明する。
- ・有効な取り組みは特に見あたらない。
- ・震災後、浪江からの移住者(持ち家)増えましたが、いろんなイベントや行政区加入をお誘いするのですが、浪江に家があるのでと断られる。原町区に住むのであれば、加入していただきたい。やはり、一軒家を建てたり、家を買ったならはつきり原町地区の住民としていただきたい。
- ・共助について説明している。
- ・新規のアパートにはゴミ置き場があるが、古いアパートはないため、市でも考えてほしい。
- ・概ね全戸加入しており、加入取組の必要はない。

設問 1 5 行政区加入促進にあたって、市で取り組むべき事項は何とされますか。次の中から1つお選びください。

- ① 転居者・転入者への行政区加入促進のチラシの作成 (6 3)
- ② 行政区ガイドブックの作成・配布 (1 6)
- ③ 開発業者または不動産団体への行政区加入促進協力の要請(協定締結) (3 1)

【その他意見】

- ・地区のつき合いの中での勧誘がない。
- ・市の窓口で加入しなくても良いと話があったとか(区費徴収時に)。
- ・行政区の規約には行政区内に居を置くものは、行政区に加入しなければならないとしているが、区役所はあいまいな事を言っているのではないか。
- ・加入促進しない。
- ・アパート使用開始の際、アパートオーナーは、その行政区長にオーナーの所在を届出させる。(地区に居ないオーナーもいる)
- ・アパートや借家の行政区費の支払い方法は、多種多様です。オーナーが支払う、会社が支払う(借者)、借人が支払うなど。一本化するともっと楽になるが。
- ・広報等をあまり見ないでいる方が多い。
- ・ゴミ出し条件として行政区加入を条件にする。未加入者は近くの集積所ではなく、クリーンセンターへの持込みとする等。
- ・当区は单身アパート入居者が主体(短期間の加入)。
- ・アパート住民のゴミ集積所利用料金を回収することと、分別を徹底させる。

設問 16-1 ごみ集積所の利用について、行政区や隣組に未加入の方への制限がありますか。

- ① ある (33)
- ② ない (115)

【その他意見】

- ・制限できないだろう。区役所で区長にも知らせず、番号付与、場所指定している。
- ・行政区への転入＝行政区(隣組)への加入は強制(行政区規約に基づく)。
- ・行政区及び隣組への加入するようお話しする。高松クリーンセンターへ捨てる様にお話しする。
- ・出したいけど出せない。生活環境課との兼ね合い 不法投棄の問題等。

設問 16-2 前設問で①と回答した方にお尋ねします。どのような制限になりますか。

【意見】

- ・ごみ集積所にある集積庫に「この集積庫は区費で購入したものです。区以外の方のゴミ捨てはご遠慮下さい。(＊不明の点は区長までご連絡下さい。)」の貼り紙を付けました。
- ・ごみ集積所は施錠管理をしており、行政区に加入賦課金を収めている家に対して合鍵を実質で渡しているので、行政区に加入してない家は利用できない。

- ・ゴミ集積所の清掃・除草等については、行政区の管理費で支出しているため、直接クリーンセンターへ持参してもらっている。
- ・各戸集積所の鍵を持っている。
- ・行政は地区の了解があればどこに入れても良いとの事で今年度金沢に入居した人が居ますが、ごみはこちらの行政区。あちらでは納得がいかない。同じ南相馬市ならどこかの行政区に入れても良いと思うが。
- ・週 2 回のもえるゴミ、他月 2 回のリサイクル搬入禁止。
- ・ごみ集積所の維持管理は地域みなさんでする物ですから、行政区に加入してもらう事。
- ・一応禁止となります。
- ・ごみ集積所の利用を未加入の方に制限できるか、おしえて欲しい。
- ・ゴミ集積所の利用制限。区間催の行政参加を制限。
- ・アパート住居者は現在、各アパートのオーナーが、ごみ集積所を作ってくれる。何年もかかって作る様にお話しをしている。
- ・使用禁止。
- ・ゴミ集積所を使用させない(カギ使用)一部。
- ・今年度制度を作り、行政区未加入者であってもごみ集積所利用者には、1000 円/年を徴収する。アパートについては、大家さんから徴収する。
- ・ゴミはどうしますか。隣組に入りたくない。行政区費を支払って頂ければ集積所搬入は OK です。
- ・年会費(使用費 3,000 円徴収)。
- ・隣組加入者世帯に合せて、集積内量があるため。行政区より退会した方は、現行どおり使用している。
- ・ごみ集積所へのゴミ出しができない。
- ・集積番号がないため、ごみ出しが出来ない。
- ・一部行政区に加入しなければ、ゴミ集積所を使わせない。
- ・ごみ集積所が利用不可。(ごみ集積所登録番号取得後使用可となる)
- ・未加入でもごみ集積所を使用する場合は、区長が管理しているゴミ番号登録を必要としている。
- ・ごみ集積所利用費の負担。
- ・年会費は払ってもらう。
- ・行政区未加入者はごみ集積所を利用出来ない。
- ・ごみ集積所を利用させない。(ゴミ出しはだめ)

設問 17-1 ごみ集積所の利用にどのような課題がありますか。次の中から当てはまるものすべてをお選びください。

- ① 他の地域の者の方が、ごみ集積所にごみを置いていく (101)
- ② ごみ出しの日や出し方のマナーを守らない者がいる (101)
- ③ ごみ集積所のスペースが狭隘である (15)
- ④ カラス等動物がごみを散らかすことが多い (36)
- ⑤ ごみ集積所を増やす際に近隣住民からの反対で場所が決まらない (10)

【その他意見】

- ・全戸マナーを、守り、問題はない。
- ・指定ゴミ袋に入れない。
- ・集積所を増やしたい。
- ・ゴミ集積箱設置する空き地がない。土地を貸してくれる人がいない。
- ・関連→以前からカラスの嫌いな色は黄色であるので、現在の仕様を変えて発注してほしいとしてきたが、一向に耳をかたむけない、検討もしない。ゴミ袋を購入するのは、住民なのだ。若干高くなっても個人負担なのに何が問題なんだ。→黄色にして、さらに中味が見えないようにすることが必要。
- ・ゴミの出し方が分からない人がいる。
- ・ペットボトルの多さに困る。各家庭にて、つぶして出せないか？
- ・要望:ごみ集積所を道路や歩道に設置させて欲しい。
- ・3,000 m²以下であっても開発業者にゴミ集積所設置義務を負わせるべきだ。
- ・季節、時期により多量となる事があり、その場対応のため、集積所毎に管理人を置いているが、網を使用して土手に出来ている。
- ・ゴミ集積用の箱などの設置ができない。
- ・集積所の適地がなかなかない。
- ・NO を記載のルールをしています、アパート住民が記入しないので困っている。文書で指導しているが。
- ・ごみ集積所の数を増やしていただきたい。
- ・車の往来が多くて他の方が置いて行く。乱雑な場所有。
- ・大風が吹くとゴミが散らかることがある。
- ・増設したいが場所がない。
- ・缶・ビンの出す量が多い時、コンテナが足りなくダンボールや袋で出している。
- ・東日本大震災後の作業員が宿舍等に居住しており、ごみの出し方が理解されていない。
- ・老朽化してきている。

設問 17-2 前設問の課題とは別に、ごみ集積所の管理として工夫している取組がある場合は、記載してください。

【工夫している取組】

- ・役員による集積日の管理・監視を行っている。(資源ゴミ集積所・月 2 回)
- ・震災前は、ゴミ出し日以外は施錠していた。現在は、フリーとしてある。
- ・ゴミ集積所(以前は消防分団 8 班器具倉庫・コンクリートブロック造り)を利用。設備事業の補助金制度を活用し、サッシ戸 2 枚取付け整備した。風、雨、雪の天候の影響や上記 17-1 設問の①.②.④がなくなった。
- ・清掃用具を用意している。ごみ出しルール、マナーが悪い場合は当番制で清掃を実施する予定。
- ・維持管理を行政区名で人選し、お願いしている。
- ・区長が環境委員を兼ね、たまに掃除等している。
- ・当番制による集積所清掃です。
- ・清掃用具を用意してある。ゴミ収集用の袋に入らない物は出さないように集積所に掲示してある。
- ・清掃用具を用意している。月に 2 回清掃している。
- ・カラスにごみを散らかすことの出来ないよう板を貼っている。
- ・清掃する人を決め、清掃用具を配備している。動物に散らかされないよう周りを板で柵を設置した。
- ・敷地内に花壇を設置し、地域の皆さんと管理をしている。
- ・回覧による注意喚起、役員の除草、清掃
- ・特にないが、近くの人が、世話をしてくれている。
- ・役員及び隣組で清掃を実施。
- ・ごみ集積所に指定された近くの人だけの負担になっている。誰だって、ごみ集積所を自分の屋敷近くに置きたくない。ゴミが散らかっても利用者は見て見ぬふりの利己主義者ばかり。
- ・輪番制による集積所の管理人を考えています。
- ・ほうき・チリ取りを設置している。
- ・ゴミ集積所が 2 ヶ所あり、当番制で清掃にあたっている。各戸 1 ヶ月持ち廻りでノートに記入をして頂き次戸へ引継ぐようにしている
- ・隣組長が清掃している。
- ・区長代理が管理しているが、年に一度薬剤散布などしてほしい。
- ・当番制によるリサイクルの立会(区長代理と隣組長)。
- ・区長代理が管理。リサイクル(資源ゴミ)は、2 人組みで輪番制。7:00～8:00 まで。
- ・月ごとに当番(市の配布物)の方が管理しています。

- ・区長が見回り管理清掃する。
- ・燃えるゴミ集積所にカラスよけのネットを張っている。プランターに花を植え美化に努めている。
- ・助成金で大きめの集積所を製作。
- ・ごみ集積所周辺の清掃。
- ・ゴミ収集業者の方は最終時に掃除をして欲しい。また、仕訳しないゴミや回収日以外のごみを回収して欲しい。
- ・清掃用具を用意している。
- ・1週間ごとの当番制で集積所清掃等の管理を行っている。(当番ノート・当番札も同時の回覧している)。環境課から受け取ったネット(網)にて、カラス等に対応している。
- ・ゴミ集積所毎に管理人を置き、1ヶ所 5,000 円を謝礼として支出している。効果大である。16ヶ所あるが中にはカラスのゴミの散らかしや置き方の悪い事まで区長に連絡してくる者もいるが、ほとんど管理人はうまく管理(網も利用)してくれている。
- ・公園地等にゴミ倉庫を設置している。
- ・清掃用具の用意・集積所管理者を指名。管理者により集積所の清掃、管理を実施。
- ・当番制で集積所清掃。
- ・清掃用具を用意している。
- ・清掃用具を用意。組により当番見回り清掃を実施。
- ・その集積所を利用している世帯数全部の掃除当番表を集積所内に掲示している。各当番が月毎に掃除する。ごみ NO-を必ず記載する様に指導している。
- ・カラス対策ネットの管理。
- ・特に問題の個所には、市からネットや看板をもらい設置したり、回覧板によりマナーの厳守を促している。
- ・清掃用具・掲示板を設置している所が一部あり。
- ・カギ当番、清掃 各隣組、集積所への捨てる隣組員が当番制で実施している。
- ・当番による集積所の清掃。
- ・掃除用具を用意している。当番制による集積所清掃など。
- ・使用時のお願い看板を設置(貼付)して注意喚起している。
- ・当番制にしています。例、1ヶ所に3組が利用している所は1組、2組、3組と区長さんを中心に班をつくり当番制にしております。
- ・各集積所に責任者いますが、73.74.75 集積所にボランティアで1名清掃していただいています。ゴミ集積がない日の場合は案内板を掲示しています。
- ・集積所の直接管理は集積所のある隣組としている。
- ・区長名で「ごみ集積所に関するお願い」等として広報配布時にチラシ作り一緒に配布。
- ・自主的に集積所の近くの人が行っています。
- ・ゴミネットを可能な限りボックス型に変えた。

- ・管理者を決めているが、高齢化等により機能していない。
- ・各ごみ集積所に管理責任者をおいている。
- ・当番制による集積所清掃。
- ・清掃用具を用意している。当番制による集積所清掃など。
- ・行政区に未加入の世帯及び退会の世帯にゴミ集積所を利用しては困ります、と強く言うことは出来ない。
- ・利用者で清掃と草刈等に努めている。
- ・区内に、リサイクル指導委員を設けている。
- ・行政区長が、管理と清掃をしている。
- ・集積小屋に鍵を取り付けている。
- ・特に取組は、していません。区長が見て、汚れていれば清掃をしている。
- ・月 2 回当番制で、集会施設の清掃と合わせて、ごみ集積所も清掃管理している。
- ・集会所の管理は一年単位で代表責任者と会計を決めているが、年月が経過すると責任が曖昧になり、この先きちんと管理できるか心配である。
- ・隣組長に管理を委託。缶/ビンの日の担当者を決めておく。
- ・清掃用具を用意している。1 週間単位で清掃等、当番制にしている。
- ・清掃用具を用意している。当番制による清掃。ゴミ番号を徹底している。収集日以外鍵をかけ施錠。
- ・施錠による管理(当番)。
- ・集積所ごと清掃当番を決め清掃している。アパートの集積所は除く。
- ・清掃用具を用意している。
- ・輪番制(組長)で、東日本大震災前まで実施も、休眠中。新しいゴミ集積所設置により、輪番制を復活させたい。
- ・当番(生活環境対策委員)による集積所のパトロール。ダミーカメラの取付。
- ・基本的に、もえるごみ袋の口を固く結び、横積としている。それでも正月や連休時は満杯となる。
- ・生活環境課より資料(ラミネートされてる)をもらってきて、貼り付けておく。利用者さんが、定期的に巡回して管理している。
- ・集積所内の区分を表示している。例えば、電球、電池、ハモノ、ガラス、スプレー缶など。
- ・清掃は当番制。
- ・清掃用具は用意している。家庭ごみ収集カレンダー等の掲示をしている。
- ・隣組単位で当番制を決めて、集積所の清掃を行っている。高圧洗浄機を時折使う様にしています。(夏の時期)
- ・清掃用具(ホウキ・ブラシ・チリとり)を用意している。

設問 18 自主防災組織は組織されていますか。

- ① 組織されており、定期的な訓練等を行っている (10)
- ② 組織されているが、活動は行っていない (75)
- ③ 組織を解散する予定である (1)
- ④ 組織しておらず、今後組織する予定 (29)
- ⑤ 組織しておらず、今後も組織する予定はない (35)

設問 19 災害発生に備えてどのような取組をしていますか。次の中から当てはまるものすべてをお選びください。

- ① 避難訓練、消火訓練等を年に数回実施している (10)
- ② 防災に関するチラシを作成し、行政区内の住民に配布している (13)
- ③ 防災講演会等勉強会を開催している (12)
- ④ ハザードマップを作成し、行政区内の住民に配布している (5)
- ⑤ 避難地図を作成し、行政区内の住民に配布している (2)
- ⑥ 高齢者、障がい者など避難時に支援を要する人を把握している (50)
- ⑦ 災害等の非常時連絡網を作成している (19)
- ⑧ 防災資機材を備えている (12)
- ⑨ 何もしていない (56)

【その他意見】

- ・市主催の防災訓練時に避難訓練・火災訓練等に参加した。
- ・早急に区運営をスタートさせたいがそれまでは役員として周知活動にて対応している。
- ・現状では、帰還しての体制が整っていないので、今後検討。
- ・マップと災害時の連絡網を新しくしたい。
- ・集会等を活用し地域民に話をしている。
- ・市の防災訓練日に、安否確認訓練の実施のみ。
- ・個々の懇親も少なく災害時には個人の判断に委ね、隣家に声掛けをお願いする。
- ・防火に対して無能力かもしれない。
- ・津波・洪水ハザードマップを全戸配布(市からもらったもの)。
- ・避難しやすい場所を設置するよう提案。
- ・たまに避難訓練等実施。
- ・とにかく各自、自主的に早めに避難する様に声を掛けている。どこに、だれと、何を使って避難するか、普段から高齢者世帯に確認している。
- ・当行政区は独り住まいの方が 40 世帯あり、行政区役員及民生委員と共に防犯、防災、避難所等のお話を説明し、月 1 回見回りを実施している。

- ・組織がないので今の所何もできず、行政区内に防災パトロールを年 6 回行い、見回りしている。
- ・年 1 回程度。1 次避難所の開設を計画している。
- ・会長、会計、顧問 2 人等で連絡している。何かあった場合等。
- ・地区住民の把握中(家族構成等がわからない)。
- ・市作成のハザードマップを利用している。
- ・必要性は十分認識しているが、対外的な排出などが多く、余裕がなくなっている。
- ・今後考えていく。
- ・非常時に(行政区として)公会堂や集会所を開放している。
- ・地域消防隊がいる。

設問 20 地域の防災において大事だと思うことは何ですか。次の中から 2 つまでお選びください。

- ① 防災訓練の実施 (45)
- ② 防災資機材の保有・管理 (17)
- ③ 災害時連絡網の作成 (68)
- ④ 防災活動計画の作成・運用 (17)
- ⑤ 地域内のコミュニケーション (100)
- ⑥ 地域行事や懇親会 (22)

【その他意見】

- ・普段からコミュニケーションを取り、話を聞いてもらえる関係をつくっておく事が大事。
- ・ペーパー訓練はやってダメ。身体での実訓練をしないと。高齢者は特にダメ。何回か避難所の場所をお話ししてもすぐ忘れる。
- ・避難弱者への対応と早めの避難。
- ・何をどうすればよいか。
- ・行政区と隣組との役割分担の明確化

設問21 災害が発生した場合に、どのような課題がありますか。次の中から当てはまるものすべてをお選びください。

① 避難所に避難した者と在宅避難した者の確認方法がなく、住民の安否確認ができない

(87)

② 行政区が災害発生時にどこまで対応しなければならないか分からない

(113)

③ 市から必要な情報の提供が遅い

(38)

④ 高齢者、障がい者など避難時に支援を要する人の救助ができない

(72)

【その他意見】

- ・ハザードマップの危険場所以外で車でひどい目にあった。
- ・設問19の⑥をしたかどうかの確認が難しい。
- ・避難所道の工程に危険箇所がある。(水害)
- ・以前(東日本大震災後)解除後に、大地震＝津波警報があり、各世帯でも防災無線を傍受していたはずなのに、だれも避難して来る様子がないので、行政区内に戻り、再度、在宅確認して声を掛けて各戸に避難命令発令を告げに回った。何となく腹立しいと思った。後日、息子に話したところ『津波てんでんこ』だと。今年の台風19号、その後、避難対応の遅さには困っています。ましてや、排水機場(ポンプ場)前川浦、村上(小高川)の稼働状況が全く不明である。
- ・アパートの人はまったくわからない。
- ・個人情報保護という事が先行し、情報がもらえない。・個人情報が問題というなら、全部役所で責任をもってやれ。我々だって、秘守義務を遵守したうえで、行動しているのに、情報開示がなされず、支障をきたしている。
- ・行政からの情報は速やかに対応してほしい。
- ・連絡網は作成して渡してあるが、1人暮らしで耳が悪い人がいるため困る。
- ・避難場所が遠い。
- ・アパート住い、借家等の隣組に加入していない世帯があるが、これをどうするのか。防災組織を作れとよく言われる。しかし、12隣組のうち、4隣組長が高齢者(80歳)で一人住まいです。その高齢者の隣組長と言って他の10世帯の安否確認や、連絡通報ができましたか。
- ・リストはあるが手段など、具体的な手順がない。
- ・地区民にどのような人がすんでいるかわからない。年令・性別(子供・高齢者)

- ・避難所は指定されているが、災害時に開けてもらえない。
- ・単身等の高齢世帯の別居家族に対する連絡する術がない。今後、緊急連絡先を取得しておく必要がある。
- ・昨年の台風 19 号の時のことであるが、区内を流れている笹部川が氾濫しているので、避難しようとしたが、指定避難場所(石二小)に行く途中の大木戸川付近も大水が出ているので、ひばり学習センターに避難を求めたが、指定場所になっていないからと言って断られたという事例があった(最終的に市に連絡して受け入れられた)。わが雲雀ヶ原第一行政区は市の指定避難場所より、区内の公会堂が最も適切であると考えます。市の避難場所の再検討も必要です。
- ・避難所が遠く、避難できない。
- ・高齢者が多くなり、避難の支援等ができず、自分のことさえ出来ない状況。

設問 2 2 災害時に病人やけが人が出た場合、応急手当や看護をするために、どの程度準備していますか。次の中から当てはまるものすべてをお選びください。

- ① 行政区内で応急手当や看護できる (2)
- ② 地域で医療看護の知識がある人の協力が得られる (1 2)
- ③ 地域住民が応急手当や看護のための研修会等に参加をしている (3)
- ④ 特に準備なし (1 3 4)

【その他意見】

- ・広域消防に頼らざるを得ない。
- ・行政区内に厚生病院、田村内科医院がある。
- ・非常用救急箱(家庭用)では、何もできません。
- ・災害時に備えた多少の研修会もやったほうが、良いと思っているんですが、なかなかしていません。
- ・隣組長さんを中心に連絡をとり会っている。
- ・区長が防災士、応急手当普及員の資格を有している。
- ・有資格者は居るが、勤務先が優先されるなど未知数。
- ・本年度の防災士の募集に区長自ら応募し、緊急時に対応できるようにしたい。
- ・AED 設置。
- ・今後検討していく。
- ・救急箱の準備。

設問 2 3 市からの行政区への防災対策として、どのような対応が必要だと思いますか。次の中から2つまでお選びください。

- ① 災害情報（被災状況含む）の提供（120）
- ② 避難訓練への支援（19）
- ③ ハザードマップ等を用いた危険個所の情報の提供（88）
- ④ 避難訓練等に係る専門家の派遣の支援（14）
- ⑤ 自主防災組織への支援（28）

【その他意見】

- ・危機管理課の早めの対応。防災無線などで市民全体へ、市民のための、市民独自のモノをつくってください。
- ・梅雨時、台風到来時、局地的な大雨警発令時、区内の排水機場の稼働状況や体制について不明である。
- ・防災無線等の設置。
- ・防災無線の活用をもっとすべき。
- ・高齢化が進み機能しないと思われる。
- ・避難所の増設(学校等の利用)。
- ・防災情報は、無線・ラジオ・メール・みなみそうまチャンネルを同時に流して欲しい。
- ・避難所の増加。
- ・実際に避難しなければならない時の支援制度をつくって欲しい。
- ・ハザードマップ等を用えて危険個所(地区)の説明。
- ・地域に合った避難計画策定に専門家の支援。

設問 2 4 行政区として実施している地域福祉活動は何ですか。力を入れているものについて次の中から2つまでお選びください。

- ① ごみ出しの手伝いなど身近な支えあいの活動（12）
- ② 高齢者や子どもなどの見守りや声かけの活動（41）
- ③ 健康づくりをすすめるサロン活動（52）
- ④ 高齢者や障がい者などの外出や社会参加を支援する活動（7）
- ⑤ 福祉や健康などに関する相談活動（10）
- ⑥ 特に何もしていない（72）

【その他意見】

- ・老人会、サロン活動への補助。
- ・高齢者が組織している自主団体「にこにこ会」に補助金を支給。公会堂で毎月1回活動している。
- ・アンケートをとったがストップしている。1人での高齢者への声かけ。

- ・他の行政区と連携する福祉委員会の活動。
- ・福祉委員会の活動。
- ・常に隣組長に何かあったら対応して欲しいと話している。
- ・地域福祉委員会活動へ協力。
- ・行政区内で移動時に会った人には声かけをしている。人的要因で対応不能。
- ・日帰りの旅での交流事業。
- ・コロナウイルスの行方が不透明なため、現状では、試案作成のレベル。

設問25 行政区として今後力を入れていきたい地域福祉活動に何がありますか。次の中から2つまでお選びください。

- ① ごみ出しの手伝いなど身近な支えあいの活動 (32)
- ② 高齢者や子どもなどの見守りや声かけの活動 (52)
- ③ 健康づくりをすすめるサロン活動 (72)
- ④ 高齢者や障がい者などの外出や社会参加を支援する活動 (61)
- ⑤ 福祉や健康などに関する相談活動 (2)
- ⑥ 現状維持 (53)

設問26 地域福祉活動での課題は何がありますか。次の中から当てはまるものすべてをお選びください。

- ① 民生・児童委員や地域包括支援センターとの連携が図られていない (32)
- ② 福祉に関する知識を有している人材が不足し、活動が停滞している (52)
- ③ 個人情報入手が困難で活動ができない (72)
- ④ 役員の負担が大きい (61)

【その他意見】

- ・隣組や自治会に加入していない世帯のフォローが出来ていない。
- ・情報の共有化がなされてない。
- ・民生委員さんとの役割分担や、その他何をすべきかわからない。
- ・役員のなり手が少ない。
- ・高齢の1人世帯がありますが、見守ることしかできない。

設問27-1 ご自分の行政区で再編（分割・統合）は必要と思いますか。

- ① 行政区の分割が必要（10）
- ② 行政区の統合が必要（7）
- ③ 行政区の再編は不要（88）
- ④ 今後再編の検討が必要（23）
- ⑤ わからない（21）

設問27-2 前設問で①、②、④と回答した方にお尋ねします。行政区再編の時期はいつごろが適切と考えていますか。

- ① 令和2年度（2）
- ② 令和3年度（10）
- ③ 令和4年度（12）
- ④ 令和5年度以降（14）

設問28 行政区の適正と感じる加入世帯数の規模はどの程度ですか。

- ① 50世帯未満（21）
- ② 50世帯以上100世帯未満（65）
- ③ 100世帯以上150世帯未満（28）
- ④ 150世帯以上200世帯未満（18）
- ⑤ 200世帯以上250世帯未満（3）
- ⑥ 250世帯以上300世帯未満（4）
- ⑦ 300世帯以上350世帯未満（0）
- ⑧ 350世帯以上（1）

設問29 行政区の再編にあたって留意すべき事項に何がありますか。次の中から3つまでお選びください。

- ① 小中学校の学区（47）
- ② 加入世帯数（67）
- ③ 集会施設等財産管理（53）
- ④ 消防団（24）
- ⑤ 神社氏子（15）
- ⑥ 墓地（12）
- ⑦ 歴史・文化（13）
- ⑧ 河川や幹線道路（33）
- ⑨ 特になし（26）
- ⑩ その他（4）

【その他意見】

- ・隣組の付き合い。
- ・考えてない。

- ・分割の場合加入世帯数と線引の仕方。

【市への意見】

- ・今回のアンケートに対して「南相馬市全体のアンケート」は不快感があります。鹿島、原町、小高の現状にあったものではないからです。市は現在小高の現状をどのように把握しているのか、その上で区長にアンケートをとるべきで、いきなり、区長に設問をなげかけられても答え様がありません。
- ・側溝のふたの取り付け(令和元年6月)、地域住民の市道の舗装(令和2年5月)のお願いなど、土木課等へお願いに行きましたが、まだ動きがありません。小高駅前の街灯の時は頼んですぐに動いてくれました。小高区にお願いすると、すぐに解決してもらえますが、本庁(原町区)の場合は、そうでないような気がします。他の行政区でも同じですか。
- ・少子高齢化の現状では従前の状態に戻す事は不可能であり、何に住民が住み良い地域だと感じる意識の高揚を計る取組が必要と思。南相馬市はどのようなまちにするか、目指す目標を明確にし、それに向けた都市計画を立案すべきと思う。南相馬市へ来る人拒まず、支援を惜しまないそんな対応が有っていいと感じます。
- ・当該、集落(行政区)は、海岸戦から約2km、国道6号線を西側に見て500m、JR常磐線小高迄1km東側に見える、純農村集落である。農家28戸、非農家9戸で行政区を構成していました。小高区岡田が大字であります。小高川を背中にして市道大井村上線が主要道路です。震災後は行政区外への転出が多く、現在は農家戸数世帯3〜4戸、非農家2戸であります。住人は10〜15人くらいと思います。津波被害農地が整備されても区外、市外、市外、県外に移住して日常生活を送っていれば、担い手はセンターになるとも所有者一人一人考えはなかなか難しいものがあり、農政を掌る市職の方々にはお世話かけますが、御苦勞様でも宜しくお世話になります。
- ・前項にも書いたが、加入世帯は23戸でも実際に住んでいるのは8戸です。他は県外、市外に住んでおり、高齢者ばかり。来年から区費を徴収することになれば(する予定あり)納める人は半減すると思う。集落内の墓地、公会堂の維持管理は難かしくなる。
- ・統一した説明のようですが、小高区は該当しない設問があるのではないかと。実情考慮した内容にすべきではないかと思います。
- ・角部内行政区は、1世帯なので、28世帯は、避難先に新居をもったので戻らない。
- ・1)行政区再編への説明と詳細についての話し合いが必要。
- 2)今後の市道・農道及び河川など含む、草刈りなどの環境保全管理などの、市の説明をお願いしたい。
- 3)建築課が原町区役所の方に移設されているので、市道等の管理、陳情についての対応について時間がかかる。

4)当地区においては、市管理の宅地が多くなっておりますが、この宅地の管理についての今後について説明いただきたい。

- ・行政再編に関しては今だ他地区へ住居を構えているにも係らず南相馬市(震災前の住所)で活かされている限り、急ぐべきではないのではと考える。ただ当地区に限らず役員の成り者がいないのは悩みである。

- ・地区担当職員を配置していただきたい。住んでいる住人の高齢化により行政区で実施してきた草刈作業などが、困難になってきている。行政区再編の必要性は認識しているものの、市として実施することが可能なのか示していただいたうえで、行政区としてできることを考えていきたい。最新の地域防災計画、及び各ハザードマップを示していただき、行政区として、自主防災組織をどのように動かしていけばよいか、ご教示いただきたい。

- ・行政区内の世帯数(アパート含)を正確に把握できない。高齢者等も把握できない。名簿等の提供を期待する。

- ・100年のまちづくりは市民に伝わらず、要旨が不明。時の流れが早く、昔言われた「10年一昔」も、今は3年も過ぎれば昔話ではないでしょうか。論ずることは、必要と思うが、現実を直視すべきと思う。

- ・区長1年目(3ヶ月)なので、まだよくわからない面が多く、勉強中である。意見は特にない。

- ・災害時に行政区で準備しておく最小限のものを紹介して欲しい。応急手当をする為の準備物と看護の方法など研修会を実施して欲しい。

- ・地域によって高齢者世帯が増えていますので、市行政側でのフォローを増やす事は必要と思います。行政区では、対応に限界があると思います。検討をお願いします。

- ・広報紙配送日を、1日号だったら、2日前にしてほしいです。(区長に届く日です。)

- ・将来高齢者への支援が必要と考えている。どのような支援があるのか示して欲しい。

御山行政区内県道134号線は、狭く歩道がないため、歩行の安全が確保できていない。車の交差も、停車又は、待避所にて行っている。道路の拡幅について、県への要望書を提出する準備をしている。市での支援願いたい。

- ・極力回覧で済む文書等は回覧でお願いしたい。

- ・高齢化が進み、物理的に、活動することの難しさ。

- ・設問19で3つ選びましたが、①③⑦さらに⑧で、西町行政区は相馬農西から原町高校までと、区に文教住宅地で集会所も所有し、歴史のある薬師如来や墓地も共有しているので、世帯数、人口も増加しているが、スムーズに運営されている。現在は500世帯1,100人が居住しているが、世帯数が多くても区長の市政だより等の配布負担程度で特に何題はない。ただ一つ、西町は笹部川と大木戸川右岸、大木戸排水路の合流地点であるので、水害予防対策だけはしっかりお願いしたい。特に笹部川に架かる橋については(2ヶ所)交通安全上も含めて改善をお願いしたい。

・アンケートするのは大切な事だと思うが、それが、生かされなければ意味がない。

・現在、この行政区には、戸建ての世帯の他に、アパート 39 棟、247 戸が存在します。アパートの中で、区費を納入してくる 109 戸には、広報紙の配布を行っています。こうした中で、伝統的に受け継がれてきた行政区の活動を行っていますが、過去に行われていた交通安全活動やふれあい活動など現在行なわれていないものもあります。これらは、時代の変化や担い手不足が原因で活動が出来なくなってきたようです。これから、行政区運営そのものが、危機に直面していくのではないかと危惧しています。このような中で、一番の心配は、むやみな行政区への加入促進にあるのではないかと心配しています。冒頭に記載しました、アパートの現状を踏まえ、市は、どうしようと考えておられるのか。戸建て世帯については、隣組への加入を含めて行政区への加入をお勧めしていますが、アパートは、現実的に無理かと思い、行動をしておりません。一例ですが、他の市町村からの転入者でアパートに住み、隣組にも加入することになり、行政区のある活動に興味を持ち、参加したいような話であったので、対応していました。そのうち区費が高いのではとかいろいろ話がありましたが、結局行政区活動には 1 回も参加せず、この行政区を去っていきました。実は、内心ほっとしています。こういう方が、行政区、隣組に加入し、言いたい放題言われて、他の区民に迷惑をかけて、行政区の運営を阻害しているお話もあると聞いていましたので、そうならなくて良かったと思っています。行政区への参加促進には、こうした行政区運営の適正化に対し阻害要因も含まれているので、行政区の現実を踏まえて、市の対応をお願いしたいと思います。次に、行政区の担い手の課題であります。まず、設問にありました行政区の適切な規模について、現状、隣組加入世帯 255 戸、未加入 14 戸なので、行政嘱託員としては、100 戸ぐらいが目安かなと思っていましたが、2 年目を迎え、現行政区の現状を考えると、今の規模でも担い手である役員をお願いするのに四苦八苦している現状です。定年延長や年金支給年齢などから、高齢者でも働いている人が多く、なかなか行政区長をはじめ役員引き受けてくれる方を探すのがたいへんな現状です。たとえば、本行政区の場合、半分にすると、区長や役員も 2 倍必要になり、イベントの参加人数が半分以下になり、役員等のなり手、又イベントの成果などを考えると疑問も感じます。市として、市全体の状況から適切規模の指標を示し、さらに本行政区は、丁目がないので、丁目ごと分割し、番地を 1 番から降り直してもらえようであれば、適正規模にするのは歓迎しますが、実現はかなりむずかしいと思います。行政区運営は、区の伝統を守りながら、できないものや必要性が薄れたものは、区の住民意思で縮小、廃止していき、時代の要請で必要なものは追加してやっていくしかないのかなと思います。隣組長ができないので、隣組から抜けたいという声が聞こえてきますが、5 年後、10 年後の行政区の運営は、超高齢化で、かなり厳しいものになるには予想されるので、そういった観点から、これからの行政区運営、市と行政区の協働を考えていくのが良いのかなと思います。我々の行政区だけでなく、概ね半数以上の行政区が抱える問題ではないのかと思われる。最低で

も、10年後の市と行政区の協働を想定して、行政区が住んでいる住民がより安全で、安心して住める生活空間を確保できるような方向に導いてほしいと思います。

・行政区の為に率先して協力してくれる方が少ないので、市役所で望んでおられるこれからの町づくりにも区としては、代わり映えしないのでは。

・①私共財政的に厳しい行政区において絆づくり事業補助制度は地域の住民相互の交流を図る上、大変有難い。感謝致しております。

②地域の災害において住民の財産、生命を守る活動が重要です。しかし、現状、役員そのものが高齢化し、住人への支援活動が難しい状況にあります。

③コロナ禍は地域の活性化活動に支援が出ております。打開策を模索中です。

・他の行政区のこと恐宿ですが、北町や小川町などは、広い割に番地だけで分かりづらいので、丁目を導入すれば誰もが利便になると日頃から思っています。

・避難所を家族で決めています。災害によっては避難所でも開設しないところもあります。開設しない避難所は地域住民に周知徹底を図る事が大事だと思います。高齢化等により、災害弱者が多くなります。より近くに避難所を増設するようお願いいたします。市内全域に避難指示が出た場合、避難者全員の収容は可能か(コロナ感染対策もあると思います)。

・打合せ、活動のため拠点がまったくなく、不便を感じる。集会所を設けてほしい。

・①震災後、浪江などから新しく入って来た方に隣組への加入を進めると、今まで住んでいた所にも住所がありそちらに入ってるからと、断られる事が多い。やはり新しく土地を買い、家を建てて居住するわけなので原町区の住民として1本化していただきたい。まるで、仮住まいのような話です。

②行政区イベントが年3回①夏まつり②バスツアー③ボーリング大会実施しており ①は子供と住民対象 ②住民対象・老人向 ③子供と若い人対象 すべて区長(会長として)中心、年に何十回とイベント前後集まって話し合う、せめて行政区からガソリン代・電話代として市から区へ、一率いくらかと金額をきめていただき、区費の中から少しでも助成していただける様にしていいただければありがたいです。

・高齢化が進み災害の避難所が遠いので、近隣のデイサービス施設を一次避難所としたので協定を結びたいのですが、協定書作成のためのモデルケースがあれば教授していただきたいのです。

・現在、一部の隣組で街灯の管理、電気料金を行なっている。(H2.4.15 基から8基、7基撤去)防犯の観点から、市の防犯灯の設置をお願いしたい。

・自主防災組織について、以前に、生活環境課及び原町消防署から連絡があり、その時もはっきりと言ったのだが、当行政区においての自主防災組織の結成は、行政区内の年令の高齢化に伴い、役割を決めていても、震災時に活動できるかどうかは不確定である。また高齢化に伴い何らかの身体的支障をもっている方もおり、自力で避難することも、大変な方たちもいる。また、行政区内に数百人の住民がいれば、身体的支障が

ある人がいても、他の人達で何とかなると思うが、少ない人数、限られた人数の中ではそうもいかない。よって自主防災組織は作らない。むしろ、避難所等へ避難した人たちを見て、また避難所に来ていない人を迎えに行ける人に行ってもらう。また、皆が避難所へ集まったとしたら、様子を見て、リーダーを決めて、その補助者を決めて行動した方が、より現実的な行動ができると思われる。昔で言う、まち中と村部で同じやり方を決めるには、この地域では、無理が出るように思う。以前に、他行政区の自主防災組織の組織図を見せてもらった時、すでに亡くなった人の名前が載っていた。一度設定したら終わりでは、実稼動する組織ではなくなる。常に見直しが大切な事になっていると思う。絵に書いた餅で良ければ、いつでも書ける。隣組加入促進について、ゴミ出しの問題は1～2年前にも、ゴミ番号等の記入関係でも話があったと思うが、その後進展はしていない。またゴミ集積所に出す人は同一行政区内の人達だけでなく、隣の行政区の人が出す場合も多い。一行政区だけでは、解決出来ない問題であり、市全体の問題として取組む必要がある問題である。ちなみに当行政区の人がゴミを出す集積所を考えてみても隣接する三行政区に関わってくる。よって隣組の加入を促進させるなら、生活上で一番大切な一つであるこのゴミ出しを利用した方が加入させやすいと思う。近くにゴミを出せないなら仕方なくても隣組に加入する必要が出てくると思う。かつ隣組の加入の証として、「隣組長の承諾、行政嘱託員の承諾を得て加入できる」くらいの事はあってもいいかも知れない。あえて、このくらいの事をしないと最近の他の人との関わりを持ちたくない人達は、隣組に加入しないと思われる。

・当行政区は、老人世帯及び1人世帯が多くなり家族構成が変わって来ています。年々区の加入世帯も減って来ています。私も今回で行政嘱託員3期目となります。総会や打合せ等で次の嘱託員をお願いしていますが現在はいません。地域も老人世帯になって来ます。少しでも区長の仕事軽減のため、市の広報配布を月1回程度にならないかと思っています。また空家も多く庭は荒れ放題になり、今年は特に害虫(アメリカシロヒトリ)が大量発生しています。消毒等が出来ず大変困っています。市に連絡したが個人で処理願いますと言われ、処理出来ずにいます。

・高齢化社会のため、死者を出した家では収骨即納骨という現象や片割れになってしまうと施設に入れられ空家になってしまう現状があります。今後増々高齢化により、行政区の役割もできなくなり、役員の任務ばかり増えてしまうでしょう。区長が民生委員までやらなければ、行政が回らないのは本当に困っています。

・現在の行政区内の世帯状況がわからない。行政区に入ってる方はわかるが、その他の方は区費も集めていないが祝金・仏事も不参加としている。個人情報保護法があるため、世帯の状況わからず、市からの協力が欲しい。行政区の名簿作成のため。

・高齢化の進行、アパート住民の増加等により地域コミュニケーションを図ることが年々困難になっています。この意味において、絆づくり事業は住民交流の場として活用しており、来年度以降も継続されることをお願いします。

・ふりど医院南側の農道(U字溝)埋設の件(大雨時、西側の畑内に水は入る)、萱浜備蓄センター北側交差点(谷口宅)東角カーブミラー取付はいつごろか。大内バラ園西道路(松野宅)～新田橋～泉に設ける防犯灯の設置はいつごろか。

・東電事故後 10 年経過しようとしているが、これからの本市の除染はどのようにしていくか。住宅回りでも、線量が高い所がある。100 年のまちづくりのためには、今の状況が子どもでも安心安全に暮らせるよう除染すべきではないでしょうか。

・広報の配布の件(現行)原則毎月 1 回、15 日の前日に区長へ配送されている。区長、各行政区内組長が加入者に届ける余裕がない。広報等印刷物の各行政区への準備が出来次第区長へ配送をお願いしたい。

・行政区では、住民が高齢化してしまい、草刈り作業など、したくとも、参加する人が少なく、地域を守るのが、難しくなってきました。とくに、法面の草刈は足元が滑り、危ないので、角度をゆるやかにする工事や、大型機械が、走れる道を作る、補助金などがあれば助かります。(例えば、堤の土手など)

・高一行政区の人口は 190 人(R2.3.31 現在)で、60 代以上が 104 人で半数以上(60 代 42 人、70 代 39 人、80 代 17 人、90 代 6 人)定年が延びる今、退職するまでは行政区の役員または各種団体には入りたくない人が多く、今後の運営が大変である。

・①今後の高齢者世帯の増加と相まって、1 人世帯も増えてくるので、孤独死とならないような高齢者(80 才以上)の訪問活動を強化すべきであり、行政区単独では限界があるので、市の応援を希望します。

②2 ヶ月に 1 回位、70 才以上の老人を対象に集会施設に集めて、市の方で笑顔にさせる零意気作りを企画して欲しい。

・①広報の月 2 回を集約し月 1 回にできないか。行政には加入するが、隣組を抜ける世帯が増加しており、組外世帯にも配布するため、相当時間を要する。当行政区の場合「21 組」であるが組外世帯が多く、61 ヶ所を 2.5 時間で配布している。

②照会、要望事項に対する回答迅速化。事案によって回答が遅れることの理解するが、当方から催促する事態は何としても避けたい。その場合「〇〇日まで回答する」旨を。たとえ「ゼロ回答」であっても、回答である。行政囑託員と市当局との信頼関係をおろそかにしてはならないと思料する。

・当雲雀ヶ原第一行政区は管轄面積が広く、道路愛護活動の担当区域が広い。刈り取った草を指定場所に集めて欲しいと言われているのでその労働負担が大きすぎる。刈り取った草を現地に固めて置き、市の指定業者に搬出してほしい。当行政区にはまだ舗装していない道路が 3 か所残っており、他地域より整備が遅れている。近いうち改善要望書を提出します。区内の幹線市道に側溝が敷設されていません。他地域より著しく遅れています。早い時期に対応をお願いしたい。区内の二級河川である笹部川は今年の台風 19 号の影響で川底が浅くなっており、今年 1 月の大雨時にも越水している。相双建設事務所では当行政区内の改善計画は白紙の状態と言っている。早急に陳情書、また

は請願書を提出します。当行政区内に第二次世界大戦の遺構として旧陸軍原町飛行場の遺構の一部が保管されています。戦闘機の格納庫として使っていたコンクリートの一部がそのまま残されています。コンクリートが3列あり、そのうちの2列は個人の家の前と後ろに2階に届く高さで保管されています。遺構としての意味はあるのですが、個人の土地に存在する2列分は全く迷な存在。撤去してほしい。道路に面したもう一方の端には図のような表示があるが、記載の団体が除草等の管理をする訳でもなく、ゴミ捨て場になっている。遺構として登録するのならきちんと管理してもらいたい。できないなら撤去すべき。新しい時代に向け、もう遺構として管理する時代は過ぎたと思われる。本件は別途正式に市に申し出る。

- ・新型コロナウイルスの感染を恐れて行政区活動がストップしています。高齢者が多いため、もし感染したら大変と思う人が多く、隣組長会議でも「今年は何もしなくていい」とか感染に対する恐怖が強く、対応策をご指導願います。

- ・当部落には大きいため池があり、上流には高倉ダムがあります。台風・大雨などで、ため池・ダムが決壊した場合のハザードマップがあれば非常時避難がスムーズにできるので、ハザードマップを作成し、行政区内の住民に配布してほしい。

- ・長野仮置場(除染除去土壌等保管場所)が令和3年2月下旬で原状回復作業が終了して、各土地所有者に戻されてしまい、市では、農業を再開しろと言ってくると思います。でも、9年以上経過したので、機械類が壊れて使用できないので再開は非常にきびしい。市、県、国の方で少し再開できるように要望をお願いします(機械購入費などの補助等です)。行政区の中の雇用促進住宅に、朝夕に昭和観光バスで送迎しているのが見られますが、どんな人たちが入っているのか、行政区の人たちに聞かれても答えようがないので、分かる範囲で習えてもらいたい。デイリーの所からタハラ商店の所までの「用水路」に設置してある「鉄板」が所々さびて穴が空いていて危険です。調査して対策をお願いします。

- ・行政区再編の設問があるが、市では再編を考えているのですか。災害発生時の避難所がない、台風の場合、出水の場合、火事の場合、津波の場合。秋に、地域内お祭りをしているが提出書類が多い。

- ・市庁舎(駐車場も含む)を早く新しくして頂きたい。高速道路の回車線化とアクセス道路を整備してもらいたい。

地区別懇談会実施経過

◎鹿島区

対象地区	月 日	開催場所	参加行政区長数
鹿島地区	7月13日（月）	かしま交流センター	7人
真野地区	7月14日（火）	かしま交流センター	11人
八沢地区	7月16日（木）	鹿島区役所大会議室	6人
上真野地区	7月17日（金）	かしま交流センター	13人
主な意見 ・行政区で実施している行政区加入の取組について ・行政区の脱退希望の申入れがあった場合の対策について ・指定ごみ袋の改良について ・プラスチックごみの分別の促進について ・行政区内緊急連絡網の作成について ・南相馬チャンネルの受信について			

◎原町区

対象地区	月 日	開催場所	参加行政区長数
原町地区	7月28日（火）	原町生涯学習センター	31人
大甕地区	7月29日（水）	大甕生涯学習センター	11人
石神地区	7月30日（木）	石神生涯学習センター	17人
太田地区	8月 1日（土）	太田生涯学習センター	10人
高平地区	8月 5日（水）	高平生涯学習センター	10人
主な意見 ・行政区内居住者の市からの情報提供について ・アパート居住者の行政区加入対策について ・地域内の高齢化と認知症対策について ・市内に一時居住する作業員のごみの出し方について ・ごみ集積所の管理について ・災害時の市民への情報伝達のあり方について ・行政区未加入者に対する防災対策について ・要支援者名簿の取扱いについて			

◎小高区

対象地区	月 日	開催場所	参加行政区長数
中部地区	7 月 29 日 (水)	小高生涯学習センター	12 人
東部地区	8 月 5 日 (水)	小高生涯学習センター	13 人
西部地区	8 月 7 日 (金)	小高生涯学習センター	12 人
主な意見 ・行政区内の草刈りについて ・行政区再編について ・字費の徴収と行政区運営について ・ごみ番号の管理について ・地域内の防犯パトロールについて ・水害時の避難所のあり方について			

南相馬市区長連絡協議会委員名簿

No.	役職	自治区	自治区の役職名 (各地区の役職)	行政区	区 長 名
1	会 長	小高区	小高区行政区長連合会会長 (中部地区方部長)	小高	林 勝典
2	副会長	小高区	小高区行政区長連合会副会長 (東部地区方部長)	下耳谷	阿部 貞康
3	副会長	鹿島区	鹿島区行政区長会会長 (八沢地区会長)	北海老	岡本 一也
4	副会長	原町区	原町区区長連絡協議会会長 (原町地区会長)	小川町 二	猪野 昇
5	庶 務	原町区	原町区区長連絡協議会庶務理事 (原町地区庶務理事)	桜井町 二	木幡 忠正
6	会 計	原町区	原町区区長連絡協議会会計理事 (原町地区会計理事)	二見町 二	渡部 純市
7	委 員	小高区	小高区行政区長連合会副会長 (西部地区方部長)	小屋木	末 芳治
8	委 員	鹿島区	鹿島区行政区長会副会長 (鹿島地区会長)	四 区	田村 早人
9	委 員	鹿島区	鹿島区行政区長会副会長 (真野地区会長)	烏 崎	佐藤 芳信
10	委 員	鹿島区	鹿島区行政区長会副会長 (上真野地区会長)	御 山	大谷 和年
11	委 員	原町区	原町区区長連絡協議会副会長 (原町地区副会長)	大町三	大和田 健
12	委 員	原町区	原町区区長連絡協議会副会長 (大甕地区会長)	江井	田中 久治
13	委 員	原町区	原町区区長連絡協議会副会長 (太田地区会長)	高一	若林 敏
14	委 員	原町区	原町区区長連絡協議会副会長 (石神地区会長)	大原	佐藤 信一
15	委 員	原町区	原町区区長連絡協議会副会長 (高平地区会長)	上北高 平二	菅野 治緒

(任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日)

南相馬市区長連絡協議会規約

(名称、規約及び事務局)

第1条 この会は南相馬市区長連絡協議会といい、小高区行政区長連合会、鹿島区行政区長会及び原町区区長連絡協議会（以下「小高区、鹿島区、原町区行政区長会」という。）の代表をもって組織し、事務局を南相馬市役所内に置く。

(目的)

第2条 この会は、小高区、鹿島区、原町区行政区長会相互の連絡協調により、南相馬市の一体的発展と各行政区の効率的な運営に貢献することを目的とする。

(委員)

第3条 この会の委員は、次の小高区、鹿島区、原町区行政区長会の役員15人をもって構成する。

行政区長会名	役職名	人数
小高区行政区長連合会	会長	3人
	副会長	
	副会長	
鹿島区行政区長会	会長	4人
	副会長	
	副会長	
	副会長	
原町区区長連絡協議会	会長	8人
	副会長	
	副会長	
	副会長	
	副会長	
	副会長	
	理事	
	理事	

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小高区、鹿島区、原町区行政区長会相互の連絡調整及び協力援助に関すること。
- (2) 行政区事務の改善及び研究に関すること。
- (3) その他、この会の目的を達成するために必要と認めること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 3名
庶 務 1名
会 計 1名

(役員を選出方法)

第6条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は、小高区、鹿島区、原町区行政区長会の会長の互選とする。
- (2) 副会長は、小高区、鹿島区、原町区行政区長会の推薦により各1名を選出する。
- (3) 庶務及び会計は、会長の指名とする。

(役員の任務)

第7条 この会の役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、各行政区長会の役員の任期と同じとする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の委員が就任するまでの間は引き続き委員の職にあるものとみなす。

(会議)

第9条 この会の会議は、委員全員で構成し、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任に関すること。
- (2) この会の事業に関すること。
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める重要事項

(議事)

第10条 この会の会議は、会長がこれを招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長がこれを定め、会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年2月1日より、この会の委員となる者の任期は、第8条本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。ただし、後任者が就任するまでの間は引き続き委員の職にあるものとみなす。